

静岡県告示第739号

昭和46年環境庁告示第59号第1の2の(2)の規定による水域類型の環境基準を達成するために必要な期間（昭和47年静岡県告示第510号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月26日

静岡県知事 川勝平太

別表中

浜名湖	今切口の東導流堤の基部（浜松市西区舞阪町舞阪官有無番地）と西導流堤の基部（湖西市新居町新居官有無番地）を結んだ直線および陸岸により囲まれた海域のうち、鷺津湾、松見ヶ浦、猪鼻湖、奥庄内湖および宇布見湾を除く海域	海域A	直ちに達成
-----	--	-----	-------

を

浜名湖	今切口の東導流堤の基部（浜松市中央区舞阪町舞阪官有無番地）と西導流堤の基部（湖西市新居町新居官有無番地）を結んだ直線および陸岸により囲まれた海域のうち、鷺津湾、松見ヶ浦、猪鼻湖、奥庄内湖および宇布見湾を除く海域	海域A	直ちに達成
-----	---	-----	-------

に、

奥庄内湖	浜松市西区白洲町字村上3, 834番地の1の堤塘敷 <small>とう</small> の南端と同市同区古人見町3, 003番地地先の堤塘敷 <small>とう</small> の東北端を結んだ直線および陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成
------	---	-----	-------

を

奥庄内湖	浜松市中央区白洲町字村上3, 834番地の1の堤塘敷 <small>とう</small> の南端と同市同区古人見町3, 003番地地先の堤塘敷 <small>とう</small> の東北端を結んだ直線および陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成
------	--	-----	-------

に、

宇布見湾	新川の河口の左岸（浜松市西区坪井町字長池3, 467番地地先）と右岸（同市同区雄踏町宇布見字堀出9, 549番地の3地先）を結んだ直線、同市同区同大字字曾祢地先の埋立地の西端（同市同区同大字字曾祢9, 201番地の47の西端から護岸堤防にそつて西へ約480メートルの地点）と同市同区舞阪町舞阪字十王2, 699番地の堤塘敷 <sup>とう</sup> の北西端を結んだ直線および陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成
------	--	-----	-------

を

宇布見湾	新川の河口の左岸（浜松市中央区坪井町字長池3, 467番地地先）と右岸（同市同区雄踏町宇布見字堀出9, 549番地の3地先）を結んだ直線、同市同区同大字字曾祢地先の埋立地の西端（同市同区同大字字曾祢9, 201番地の47の西端から護岸堤防にそつて西へ約480メートルの地点）と同市同区舞阪町舞阪字十王2, 699番地の堤塘敷 <sup>とう</sup> の北西端を結んだ直線および陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成
------	---	-----	-------

に、

佐鳴湖	新川の左岸（浜松市西区富塚町字佐鳴湖19, 219番地の12）の西南端と右岸（同市同区同町同字19, 204番地の14）の東南端を結んだ直線から佐鳴湖橋までの水域	湖沼B	5年を超える期間で速やかに達成
-----	---	-----	-----------------

を

佐鳴湖	新川の左岸（浜松市中央区富塚町字佐鳴湖19, 219番地の12）の西南端と右岸（同市同区同町同字19, 204番地の14）の東南端を結んだ直線から佐鳴湖橋までの水域	湖沼B	5年を超える期間で速やかに達成	に、
-----	--	-----	-----------------	----

新川	佐鳴湖橋から新川の河口の左岸（浜松市西区坪井町字長池3, 467番地地先）と右岸（同市同区雄踏町宇布見字堀出9, 549番地の3地先）を結んだ直線までの新川本流	河川C	5年を超える期間で速やかに達成	を
----	--	-----	-----------------	---

新川	佐鳴湖橋から新川の河口の左岸（浜松市中央区坪井町字長池3, 467番地地先）と右岸（同市同区雄踏町宇布見字堀出9, 549番地の3地先）を結んだ直線までの新川本流	河川C	5年を超える期間で速やかに達成	に、
----	---	-----	-----------------	----

都田川	都田川の河口の左岸（浜松市北区細江町気賀字北嶋2, 736番地地先）と右岸（同市同区同大字字大鳥居5, 463番地の14地先）を結んだ直線から上流の都田川本流	河川A	直ちに達成	を
-----	---	-----	-------	---

都田川	都田川の河口の左岸（浜松市浜名区細江町気賀字北嶋2, 736番地地先）と右岸（同市同区同大字字大鳥居5, 463番地の14地先）を結んだ直線から上流の都田川本流	河川A	直ちに達成	に改める。
-----	--	-----	-------	-------

#### 附 則

この告示は、令和6年1月1日から施行する。